

NEXUS

2021
No.716

8

「NEXUS(ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- | | |
|--|---|
| 01 ●Opinion
就任の御挨拶
「岩手県の未来を創る中小企業の成長を」
岩手県中小企業団体中央会 専務理事 瀬川浩昭 | 07 業務改善助成金のご案内 |
| 02~13 ●主要記事 | 08 第44回岩手県中小企業青年中央会通常総会・青年部講習会を開催 |
| 02~03 令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」一般型・グローバル展開型(特別枠・事業再開枠含む)今後のスケジュールについて | 09 副業人材活用促進セミナー開催
いわてキラリ企業合同就職フェアオンライン開催 |
| 令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」全国の採択状況について | 10 岩手県ILC推進協議会 ILC Current Topics(第1号) |
| 平成28年度補正「ものづくり補助金」採択企業の取組事例 | 11 令和3年10月1日からインボイス制度の登録申請受付が開始されます |
| 04 令和3年度いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業を募集します! | 12 電子帳簿保存法の改正内容 |
| 05 育児・介護休業法の改正内容 | 13 先進組合取組事例(大阪管工機材商業協同組合) |
| 06 両立支援等助成金のご案内 | 14~15 ●岩手県内中小企業概況(6月) |
| | 16 ●中央会Information/関係機関からのお知らせ
第46回中小企業団体岩手県大会のご案内
第73回中小企業団体全国大会開催のご案内
毎月勤労統計調査特別調査のお願いについて |

岩手県中小企業団体中央会

<https://www.ginga.or.jp/>

就任の御挨拶

「岩手県の未来を創る中小企業の成長を」

岩手県中小企業団体中央会

専務理事 瀬川 浩昭



今年6月15日の通常総会及び理事会におきまして選任頂き、専務理事に就任いたしました。微力ではありますが、県内経済の成長と雇用創出を目指し、中小企業の皆様の発展のため努めて参りますので、皆様のご指導・ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

さて、コロナウイルスの世界的な感染拡大は、国内はもとより岩手県内の中小企業にも大きな影響を及ぼし、特に飲食、宿泊や輸送業を中心に厳しい状況が続いています。

また、国内は人口減少・東京一極集中問題、グローバル経済の進展と米中経済摩擦等、経済・産業は先行きが見えない状況にあります。

一方で県内の産業は、県南を中心に国内では例を見ないモノづくり産業の集積が加速し、大手メーカーの工場を中核とした自動車及び半導体産業等のサプライチェーンと生産技術クラスターが形成され、「**世界最先端の製品を最新の技術により生産**」が行われ、全世界に岩手発の製品や部品、さらには技術が供給されています。

かつて企業誘致の仕事をしていた際に、さまざまな企業の経営層から「岩手の人は寡黙であるが実直で粘り強い資質をもっており、モノづくりに適した県民性」との高評価を頂き、これが県内への投資につながりました。近年これらの最先端技術を有する誘致企業と、県内企業との協働から多くの成果が出始めています。

岩手県の産業は、ITやAIなどの最新技術の導入と高度人材の育成・確保を図ることで、生産性・技術力の向上を可能とし、**飛躍的な成長が実現できるチャンスの時**にきています。

実現のカギは、県内にグローバル拠点を持つ**大手企業と県内中小企業との連携**にあり、部品の現地サプライチェーンや生産技術クラスターの更なる拡充において、**双方が信頼関係を礎にWin Winの関係を構築**すること、そしてその取組みを支援する産学・行政によるオール岩手の連携促進が不可欠と考えます。

モノづくりに限らず県内中小企業が成長戦略をもち、生産性と技術力を向上させることにより、稼げる（儲かる）ように成長していくことで事業の発展的継続と雇用の拡大につなげていきたいと思っております。

中小企業の協同化や各種支援制度の第一線の実行組織である当中央会の役割は、今後益々重要となります。

この状況を踏まえ、**中央会の目指す方向と果たす役割（ビジョンとミッション）を明確にし、岩手県の経済発展と雇用の創出に貢献することを目指して**、精一杯努めてまいります。

中央会会員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、就任のあいさつといたします。

令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」一般型・グローバル展開型（特別枠・事業再開枠含む）今後のスケジュールについて

標記補助金今後のスケジュール（予定）については、以下の通りです。

- 7次締切分 【応募締切】 令和3年8月17日（火）17時迄…終了
【採択発表】 採択発表9月末予定
- 8次締切分 【公募開始】 令和3年8月17日（火）予定（7次締切分締切日以降）
【応募締切】 令和3年11月頃
- 9次締切分 【公募開始】 令和3年11月頃（8次締切分の応募締切日以降）
【応募締切】 令和4年2月頃

※[一般型・グローバル展開型]における加点項目の要件変更について

「7次締切」より、加点項目の要件について、以下の通り変更していますので、お知らせいたします。

- ・成長性加点：「有効な期間の経営革新計画の承認を取得した事業者」
- ・災害等加点：「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した事業者」

いずれも「7次締切」より「申請中」の場合は加点対象となりませんので、応募をご検討中の方において、本項目による加点を希望される場合は、早めに承認・認定取得の準備をお願いいたします。

【お問合せ先】

- 公募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。
 - ・ 電話番号：050-8880-4053 受付時間：10:00～17:00（土日祝日を除く）
 - ・ E-mail：monohojo@pasona.co.jp（公募要領に関するお問い合わせ）
monodukuri-r1-denshi@gw.nsw.co.jp（電子申請システムの操作に関するお問い合わせ）
 - ・ ものづくり補助金総合サイト（ホームページ）：<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 全国の採択状況について

下記の表は標記補助金について、1次締切分から6次締切分までの全国の採択状況です。この情報は「ものづくり補助金総合サイト」 <https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html> にて随時更新、公表されていますので、ご参照ください。

締切回	事業類型	採択発表日	応募者数 (全国)	採択者数		採択率(%) (全国)
				(全国)	(岩手)	
1次	[一般型]	2020.4.28	2,287	1,429	15	62
2次	[一般型]	2020.6.30	5,721	3,267	22	57
3次	[一般型]	2020.9.25	6,923	2,637	7	38
4次	[一般型]	2021.2.18	10,041	3,132	17	31
	[グローバル展開型]		271	46	—	17
5次	[一般型]	2021.3.31	5,139	2,291	16	45
	[グローバル展開型]		160	46	—	29
6次	[一般型]	2021.6.29	4,875	2,326	11	48
	[グローバル展開型]		105	36	1	34



平成 28 年度補正「ものづくり補助金」採択企業の取組事例

本会が補助金交付窓口等の岩手県地域事務局となり実施した平成 28 年度補正ものづくり・商業・サービス開発支援補助金は、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援したものです。その中から実施した取り組みを紹介します。

【有限会社宇部煎餅店】（事業実施場所：久慈市）

○事業計画名：【パレタイズ設備を導入し、入庫作業の自動化による生産性向上】

○事業の概要とその成果：

当社は昭和22年の創業以来、南部煎餅の製造、販売を行ってきた。昭和60年、煎餅工場が竣工し、製造工程を自動化し量産体制を構築した。平成10年に全国展開している複数の食品卸売商社へ納品を開始して以降、着実に売り上げを伸ばしている。売り上げの増加に伴い、平成12年と平成24年に工場の増設を図ったが、受注量に対して出荷量が追いつかない状況にあった。その原因となっていたものが、製品完成後から倉庫搬入までの運搬作業における時間的ロスであった。当社では、ダンボール詰めされた製品の仕分け、パレットへの積み付けを人手により行っており、この作業が生産量に追いつかず、生産量を抑制せざるを得ない状況であった。こうしたことから製品の倉庫への搬入プロセスのオートメーション化を図り、時間的ロスを解消し、製造能力増強を図った。

すべて人手で行ってきた製品の仕分け、パレットへの積み付け、倉庫への搬入を自動化するため、本事業によりアキュムコンベア、パレタイズロボット、パレットコンベア、在庫管理システムから構成される搬入ラインを新たに設置した。最大5ラインから流れてくる4種類のダンボール入り製品はアキュムコンベアで統合され、ダンボールに印刷されたバーコードを読み取り、パレタイズロボットに転送。読み取った情報をもとにパレタイズロボットが自動供給されるパレットに製品の積み付けを行い、その後パレットコンベアで倉庫の入庫口まで搬送する。バーコード情報は在庫管理システムに転送され、倉庫入庫時には在庫データとして、事務室、製造現場で共有することができるものである。一連の倉庫への搬入システムの導入により、商品の製造切り替え時を除き、人手を必要としないフルオートメーションの搬入ラインが完成した。

これまでパレットへの積み付けや在庫入力などの搬入プロセスに時間がかかっていたため、製造量に対し倉庫への搬入作業が追いつかず、製造量の抑制を目的として14時30分～15時に製造工場の稼働を終了していた。しかし、搬入プロセスのオートメーション化により、搬入作業の効率が大幅にアップしたことから、製造工場の稼働時間を16時までとすることが可能となった。製造工場の稼働時間が1時間～1.5時間延びたことにより、製造する製品は200～300ケースの増産につながり、これまで最大1,400ケースだった出荷量は1,700ケースへと増加している。また、2～3人を要していた倉庫への搬入人員は基本的に不要となり、製造工程に配置転換することで製造体制の強化となり、さらに積み付けや在庫入力の人為的ミス発生の解消につながっている。

早くから製造工程の自動化を進めてきた当社の大量生産体制は、製品の低価格化、受注から出荷までの短納期化、大量仕入れによる仕入れ価格の抑制など顧客メリットを生み出してきた。これらが評価され、食品卸売商社を介して販路は全国に拡がり、受注量も毎年増加している。今回実施した搬入ラインのオートメーション化は、さらなる生産量の増加に貢献するものであり、当社の優位性を高めるものと確信している。当面は、今回導入した搬入ラインを生かし、増えていく受注量にしっかり対応していくことが優先となるが、引き続き生産体制の強化に取り組み、5年後を目途に現在の2倍の生産量の達成を目指す。同時に効率化も進め、得られたマンパワーを活かし、新商品や高単価商品の開発、海外への展開にも意気込む。（※令和元年度取材当時現在）



全国に販路を拡げる当社の商品



アキュムコンベアで仕分けをする様子



パレタイズ設備で商品を積み上げる様子



令和3年度いわて産業人材奨学金返還支援制度 認定企業を募集します！

県では、将来の本県産業を担う人材の確保と県内への定住を促進するため、本県産業を牽引する企業への就職を予定している学生や既卒者（県外就業中や県内に正規雇用で就業していない方）が、本制度の認定を受けた県内の企業（認定企業）に就職する場合、県と認定企業と出損した基金により、奨学金の返還を助成する制度を運用しており、いわて産業人材奨学金返還支援制度の認定企業を募集しています。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

認定要件

- ①令和4年3月に卒業予定の大学生等で、本制度により支援対象者と認定された者を正規雇用により採用する場合、当該支援対象者への助成金交付決定額の $\frac{1}{2}$ に相当する額を寄附していただきます。
- ②理工系学部以外の学位取得者又は取得予定者を採用する場合は、別途、書類を提出していただきます。

対象企業等

次のいずれかに該当する企業

①ものづくり・IT関連企業

自動車、半導体、医療・福祉機器、航空機、ロボット、加速器関連、環境・エネルギー及びソフトウェア開発。

②地域経済牽引事業計画承認企業

地域未来投資促進法に基づき、県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた企業。

③地域未来牽引企業

経済産業省から「地域未来牽引企業」として選定された企業。

④建設関連企業

建設関連事業を営む企業。

※対象企業の業種については「令和3年度いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業募集要綱」に記載しています。

支援対象者・支援上限額・寄付金額

寄付金額は返還支援金額の $\frac{1}{2}$ となります。ただし、支援対象者の区分に応じて上限があります。

支援対象者	助成率	支援上限額 (1名当たり)	寄付金額 左記金額の $\frac{1}{2}$
大学及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていたもの（6年制大学含む）	1/2	250万円	最大125万円
大学の在学期間に奨学金の貸与を受けていたもの（高等専門学校専攻科含む）		150万円	最大75万円
大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていたもの		100万円	最大50万円
高等専門学校の在学期間に奨学金の貸与を受けていたもの		70万円	最大35万円

企業のメリット

- ・本制度の認定企業であることを、大学生等の採用のインセンティブとして活用いただけます。
- ・県HPや大学等へ配布するチラシ等で認定企業を周知します。
- ・基金へ寄付することにより税法上の優遇措置が受けられます。

募集期限

令和3年10月8日（金）まで受付し、都度認定します。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 ものづくり産業振興担当

TEL：019-629-5553 FAX：019-629-5569

電子メール：AB0005@pref.iwate.jp

ホームページ：<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/monozukuri/ikusei/1008964.html>





育児・介護休業法の改正内容

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等について法律が改正されました。以下、改正の内容を紹介します。詳細は、下記ホームページをご参照ください。

①出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります(施行日:公布後1年6カ月以内の政令で定める日)

	新制度(現行制度とは別に取得可能)	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則、子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで		原則1カ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可(今回の改正で分割して2回まで分割可能)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能		原則就業不可

②雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります(施行日:令和4年4月1日)

- ・育児休業を取得しやすい雇用環境の整備(研修、相談窓口設置等)
- ・妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置
- ・雇用環境整備の具体的内容については、**複数の選択肢からいずれかを選択して**措置していただくこととする予定です。
- ・個別周知の方法については、省令において、面談での制度説明、書面による制度の情報提供等の**複数の選択肢からいずれかを選択して**措置していただくこととする予定です。

③育児休業を分割して取得できるようになります(施行日:公布後1年6カ月以内の政令で定める日)

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・原則分割することはできない ・1歳以降に育休を延長する場合、育休開始日は1歳、1歳半の時点に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・(新制度とは別に)分割して2回まで取得可能 ・1歳以降に延長する場合について、育休開始日を柔軟化

④有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます(施行日:令和4年4月1日)

改正前	改正後
(育児休業の場合) (1) 引き続き雇用された期間が1年以上 (2) 1歳6カ月までの間に契約が満了することが明らかでない	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

⑤育児休業取得状況の公表が義務となります(施行日:令和5年4月1日)

従業員数1,000人超の企業は、**育児休業等の取得の状況を公表することが義務付けられます。**

ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>





両立支援等助成金のご案内

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りや職場復帰のための取組、労働者の円滑な介護休業の取得・復帰の取組を行った中小企業事業主に対して助成金を支給する両立支援等助成金が開始しました。詳細は下記ホームページをご覧ください。

① 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給します。

	中小企業	中小企業以外
① 1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
	個別支援加算 10万円<12万円>	5万円<6万円>
② 2人目以降の育休所得	a 育休 5日以上：14.25万円<18万円>	a 育休 14日以上：14.25万円<18万円>
	b 育休 14日以上：23.75万円<30万円>	b 育休 1か月以上：23.75万円<30万円>
	c 育休 1か月以上：33.25万円<42万円>	c 育休 2か月以上：33.25万円<42万円>
個別支援加算	5万円<6万円>	2.5万円<3万円>
③ 育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

② 介護離職防止支援コース（中小企業事業主のみ対象）

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
A 介護休業	休業取得時	28.5万円<36万円>
	職場復帰時	28.5万円<36万円>
B 介護両立支援制度		28.5万円<36万円>
C 新型コロナウイルス感染症対応特例		5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円

③ 育児休業等支援コース（Ⅰ～Ⅲは中小企業事業主のみ対象）

Ⅰ 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
A	休業取得時	28.5万円<36万円>
B	職場復帰時	28.5万円<36万円>
	職場支援加算	19万円<24万円>

Ⅱ 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

		支給額
支給対象者労働者1人あたり		47.5万円<60万円>
有期雇用労働者の場合に加算		9.5万円<12万円>

Ⅲ 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

		支給額
制度導入時	28.5万円<36万円>	
制度利用時	A:子の看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3	

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症対応特例

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤または転居を伴う転職を理由とした退職者について、退職前の勤務を評価する再雇用制度を周知した上で、再雇用の実績が生じた事業主に右表の額を支給します。

		支給額
支給対象労働者1人あたり		5万円

ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html





業務改善助成金のご案内

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るため、生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。詳細は下記ホームページをご覧ください。

支給要件

- 1 賃金引上計画を策定すること。事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）
- 2 引上げ後の賃金額を支払うこと
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
（（1）単なる経費削減のための経費、（2）職場環境を改善するための経費、（3）通常の事業活動に伴う経費などは除きます。）
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

助成額

賃金引上げ労働者数	20 円コース	30 円コース	45 円コース (新設)	60 円コース	90 円コース
1 人	20 万円	30 万円	45 万円	60 万円	90 万円
2～3 人	30 万円	50 万円	70 万円	90 万円	150 万円
4～6 人	50 万円	70 万円	100 万円	150 万円	270 万円
7～9 人	70 万円	100 万円	150 万円	230 万円	450 万円
10 人以上 (新設※)	80 万円	120 万円	180 万円	300 万円	600 万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

助成率

- ①事業場内最低賃金 900 円未満：**4/5** 生産性要件を満たした場合は**9/10**
- ②事業場内最低賃金 900 円以上：**3/4** 生産性要件を満たした場合は**4/5**

助成対象事業場

以下の**2つの要件を満たす**事業場

- ①事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ②事業場規模100人以下

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

○設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）

○同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内に2回までの申請を可能とする。**

申請期限

令和4年1月31日（予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。）

ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html



第44回岩手県中小企業青年中央会通常総会・青年部講習会を開催

岩手県中小企業青年中央会（会長 松田 和秀）は、7月20日（火）、アートホテル盛岡にて第44回通常総会を開催した。来賓および会員青年部関係者ら約30名が出席。来賓を代表し、岩手県商工労働観光部経営支援課 阿部 博 総括課長並びに商工組合中央金庫盛岡支店 井上尚洋 支店長からお祝いの言葉をいただいた。

議事では、上程された全3議案が原案どおり満場一致により可決承認。今年度は、ウィズ・アフターコロナを見据え、さらなる青年部活動の促進や青年経営者等の資質向上のための各種事業を展開することとした。



主催者挨拶を述べる松田会長



祝辞を述べる県経営支援課 阿部総括課長



商工組合中央金庫盛岡支店 井上支店長

通常総会終了後には、青年部講習会を開催。はじめに情報提供として、女性の活躍を促進するために県が実施している「いわて女性活躍企業等認定制度」や「いわて子育てにやさしい企業等認証・表彰制度」「イクボス宣言制度」等の概要について、県環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍推進員 横澤 則子氏より説明いただいた。

続いて、「アフターコロナを生き抜く、スポーツが育む経営の力」と題して、県文化スポーツ部スポーツ振興課 特命課長 三ヶ田 礼一 氏（1992年アルベールビルオリンピック冬季大会ノルディック複合金メダリスト）よりご講演をいただいた。三ヶ田氏が携わっている「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」の取組やアスリート支援の経験、自らの体験談等を交えながら、事前準備（挑戦や努力）の重要性や人間力・人格を磨くことの大切さを強調した上で、目標に向かって粘り強く取り組むことがビジネスにおいても成功につながると語った。また、企業とスポーツの関係性やアスリートへのサポートを通して企業イメージの向上や社員のモチベーションアップにつなげている事例が紹介され、参加者は熱心に耳を傾けていた。



講演する三ヶ田 礼一氏



聴講する参加者



副業人材活用促進セミナー開催 いわてキラリ企業合同就職フェアオンライン開催

副業人材活用促進セミナーを開催

県内中小企業の新たな人材確保支援の一環として、第1回「副業人材活用促進セミナー」を7月6日（火）に開催した。

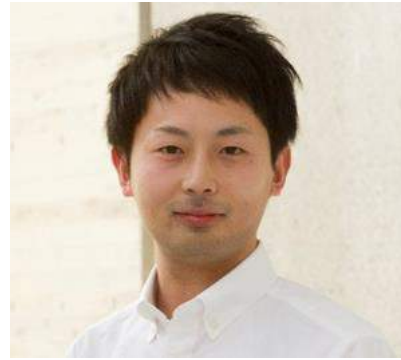
本セミナーでは、新しい働き方として、首都圏の大企業等を中心に副業・兼業がクローズアップされてきており、第一部では、「副業・兼業・フリーランス人材」の活用入門に関するセミナー、第二部では、岩手県出身の方で実際に首都圏の大企業等で働きながら、地元岩手への社会貢献として、副業を行っている方々によるパネルディスカッションを開催した。

第一部の講師には、NPO法人wiz 専任コーディネーター 八田 浩希 氏をお招きし、副業を取り巻く現状、副業の「中身」と募集方法、マッチングのやり方、副業受入のプロセス等について、副業人材の円滑な活用の仕方についてご講演頂いた。

第二部では、NPO法人wiz 理事/COO 黒沢 惟人 氏をファシリテーターに同法人を通じて副業兼業を行っている方の3名をお招きし、副業の実際についてお話しいただいた。副業人材の方々は主に首都圏の企業に務め、自らの得意分野を生かし、県内企業のホームページの更新や企業のIT化などの業務を月1回や週1回などのテレワークの形で仕事を請け負うスタイルで、報酬そのものよりも生まれ育った岩手の企業の成長発展に貢献したいということがモチベーションになっているとのことであった。



○講師 八田 浩希 氏



○ファシリテーター 黒沢 惟人 氏

いわてキラリ企業合同就職フェアオンラインを開催

本会は、県内中小企業に就職を目指す若者、女性、キャリア人材等の多様な人材と採用意欲のある中小企業とのマッチングを図る「いわてキラリ企業合同就職フェア」を8月3日～5日の3日間にオンラインにて開催した。

本イベントは、東北経済産業局より本会が事業を受託している「中小企業等人材確保支援事業」として実施するもので、新型コロナウイルス感染防止対策として、Web会議ツールを活用した就職活動、採用活動が主流となってきており、今回初めて、全日程をオンライン限定で実施した。

参加企業は、前回3月の1.5倍となるオンライン35社の出展を得るとともに、就職活動中の学生等の求職者も3日間で延130名(実数)の参加となり、オンラインに限ると過去最高の参加者を得ることができた。



○合同就職フェアの様子



○オンラインによる企業PR動画配信



岩手県 ILC 推進協議会 【ILC Current Topics】 (第 1 号)

直線状の地下トンネル（全長約 20km）内で電子と陽電子を光速近くまで加速して衝突させ、物質や時間・空間の起源、宇宙誕生の謎に挑む大型国際研究プロジェクト・ILC（国際リニアコライダー）。

この ILC 計画について、6月2日、世界の研究者で構成される ILC 国際推進チームから「ILC 準備研究所提案書」が公表されました。

ILC は、国際協力によって世界に一つ造られる研究施設で、北上山地が建設候補地となっています。ILC を実現するためには、参加に関心を持つ国々の間で、費用・責任分担や組織体制等に係る交渉を経て合意に達することが必要で、そのためには加速器等の高度な実験設備の技術的準備を完了させ、土木工事等について具体的な建設場所に基づく調査・設計を行い、建設費と運営費を確実に見積もることが必要です。

準備研究所は、ILC の建設開始に向け、技術的・工学的な準備を整え、政府間の議論へ必要な情報を提供するために設立しようとするもので、2022 年頃に設立し 4 年程度活動し、次の段階、政府間の協定に基づく ILC 研究所の設立と施設建設を目指すこととなります。

提案書では、準備研究所の運営等について次のように示されています。

- 世界の研究機関の覚書で準備研究所を設立
- 参加する研究機関の役割分担による物納貢献で実施
- 準備研究所には世界の研究機関から数百人が参加。全体を総括・調整するために小規模な本部（30 名程度）を置く
- 本部の運営は日本で行う。土木・インフラに関する作業は日本の責任で実施。
- 環境アセスメントを地元自治体との協力のもと実施。

この提案書は、ILC への参加を希望する研究機関が各国での検討を行うための情報を提供するために作成されたもので、準備研究所設立に向けて、ILC 国際推進チームや各国の研究機関の取組が進められることとなります。

関連HP 「ILC 国際推進チーム 準備研究所提案書を公開」

https://www2.kek.jp/ilc/ilc-tsushin/2021/06/02/ilc-pre-lab_pr/topics/





令和3年10月1日からインボイス制度の登録申請受付が開始されます

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

「インボイス制度」とは

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存（※）等が必要となります。

（※）買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。以下はインボイスの記載事項になります。

請求書		△△商事(株)
御中	登録番号 T012345...	
11月分 131,200円	x x年11月30日	
日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計		120,000円
		消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
		* 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

- 以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
仙台国税局 インボイス登録センター	〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号仙台合同庁舎A棟	東北6県

<インボイス制度に関する一般的なご質問などのお問い合わせ>

- 国税庁 HP インボイス制度特設サイト <https://www.nta.go.jp>
- 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター



TEL : 0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00（土日祝及び年末年始を除く）



電子帳簿保存法の改正内容

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（**令和4年1月1日施行**）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。詳細は下記ホームページをご覧ください。

電子帳簿等保存（区分①）に関する改正事項

- 1 これまで国税関係帳簿書類を電磁的記録で保存する場合には、事前に所轄の税務署長の承認が必要でしたが、**事前承認が不要**となりました。
- 2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税が**5%**軽減される措置が整備されました。
- 3 正規の簿記の原則（複式簿記）やシステムの概要書その他一定の書類の備付け、電子計算機等の操作説明書、国税庁等の税務職員による質問検査権に応じることができる、等の最低限の要件を満たす場合は、**電磁的記録による保存等が可能**となりました。

スキャナ保存（区分②）に関する改正事項

- 1 税務署長の事前承認制度が**廃止されました**。
- 2 システム要件（タイムスタンプ要件、検索要件）が以下のとおり緩和されました。
 - (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、**最長約2か月と概ね7営業日以内**とされました。
 - (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が**不要とされました**。
 - (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、**タイムスタンプの付与に代えることができることとされました**。
 - (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が**不要となりました**。
- 3 適正事務処理要件が**廃止されました**。
- 4 スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が**10%加重**される措置が整備されました。

電子取引（区分③）に関する改正事項

- 1 **タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました**。
 - (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、**最長約2か月と概ね7営業日以内**とされました。
 - (2) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が**不要となりました**。
- 2 **適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました**。
 - (1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、**廃止されました**。
 - (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が**10%加重**される措置が整備されました。

ホームページ

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>






大阪管工機材商業協同組合

採用ポータルサイトの構築、運営による組合員企業の人材確保の強化

組合概要

組合名	大阪管工機材商業協同組合		URL : http://www.pst-osaka.or.jp/	
住所	〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀4丁目5番1号			
設立	昭和22年5月	出資金	9,498千円	
主な業種	管工機材卸	組合員数	110人	

■背景・目的

直近の組合員の採用活動において、毎年採用を計画している組合員企業でも人員の確保が困難となり、極端に苦戦を強いられるようになっていた。また、数年間隔で採用を行っている企業にとっては、採用期に人材が確保できないことで事業継続が難しくなる恐れもある。そのような中、組合としても危機感が高まり、採用環境の改善に向けて採用に直結し、自社HPや採用ページ等を持たない小規模の事業者でも簡単に参加できる仕組みを検討するに至った。

■取組手法と内容

組合のオリジナル採用ポータルサイト（配管資材専門商社ジョブナビ:略称カンナビ）を構築。求職者は会社名、地域、職種等の条件で企業の求人情報を検索できる。また、求人検索サイトであるIndeed（インディード）やGoogle for jobs（グーグルフォージョブズ）に対応する形式とし、組合HPを介さずとも広く求職者にアピールできる仕組みとした。

推進体制としては理事会の中に人材確保委員会が設置され、すべての委員（6名）がポータルサイト作成に携わり、事業を推進している。また、大阪府中小企業団体中央会、一般財団法人大阪労働協会が側面支援として施策活用やサイト制作に係わっている。

リーダーは人材確保委員会の委員長であり、当事業以外にも大学への特別講義やパンフレット作成などにも積極的に取組み組織を牽引している。人材確保委員会のメンバーは、各組合員企業の中で採用活動に注力し、情報発信にも長けた人材を結集させており、ポータルサイトの構築の検討においても自らの経験や実務を踏まえた意見交換が可能な体制となっている。

■成果とその要因

コロナ感染症の拡大により採用計画に影響がみられる中、ポータルサイトへのページ立ち上げは組合員企業20社の目標に対し12社となった。また、組合が組合員に直接的に役に立つ仕組みを選択肢として提供することで組合価値の増幅につながっている。



採用ポータルサイト「カンナビ」



管工機材設備総合展の様子



1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和3年7月26日発表)

6月のDIは、足踏みが続く。半導体・電子部品、自動車関連等の製造業は、一部指標がプラスに転じる等改善傾向にある。しかし、原材料価格高騰の影響を受ける業種や、小売業、サービス業等の非製造業は、引き続き景況感は低迷しており、全体として足踏み状態が続いている。新型コロナウイルスの収束は依然として見通せず、収益面や資金繰り面で悪影響が続いている。新型コロナウイルスの影響を強く受けている業種に加え、好調な一部業種でも原材料高・部品の調達不安等により、先行きを不安視する声が続く多く寄せられている。業種によっては高齢化も相俟って廃業を検討する声も絶たない。

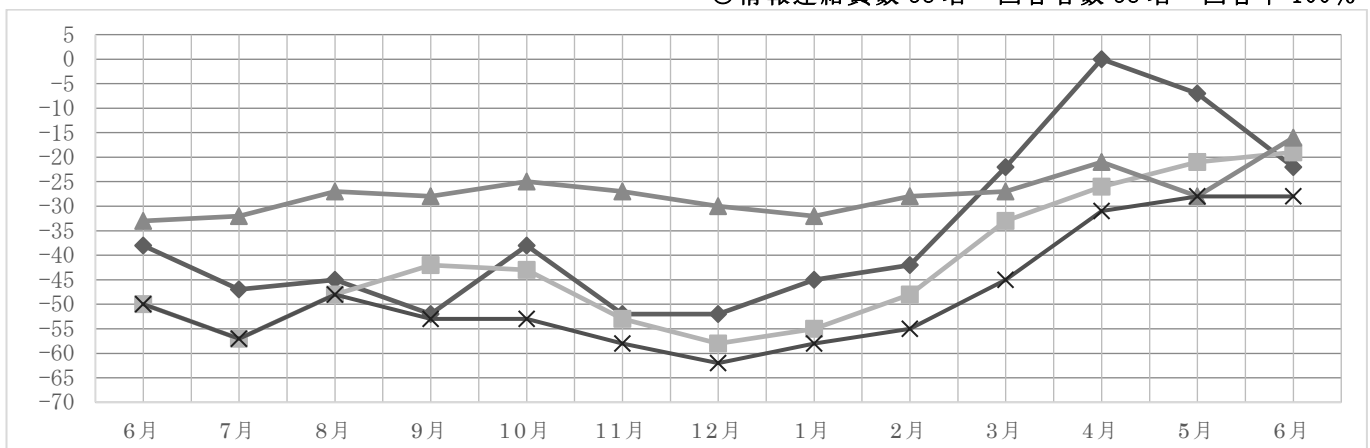
2. 景況天気図（県内）…令和3年5月と令和3年6月のDI比較

令和3年 6月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	5月	6月	前月比	5月	6月	前月比	5月	6月	前月比	
売上高	 △ 7	 △ 22	15P	 △ 15	 0	15P	 △ 3	 △ 34	31P	△9~9
在庫数量	 △ 3	 △ 10	7P	 0	 △ 10	10P	 △ 5	 △ 10	5P	△10~△29
販売価格	 0	 3	3P	 0	 0	0P	 0	 5	5P	△30~△49
取引条件	 △ 10	 △ 10	0P	 △ 10	 △ 10	0P	 △ 11	 △ 11	0P	△50以下
収益状況	 △ 21	 △ 19	2P	 △ 25	 △ 15	10P	 △ 18	 △ 21	3P	
資金繰り	 △ 28	 △ 16	12P	 △ 30	 △ 10	20P	 △ 26	 △ 18	8P	
設備操業度	 △ 15	 0	15P	 △ 15	 0	15P	—	—	—	
雇用人員	 △ 3	 △ 9	6P	 0	 △ 5	5P	 △ 5	 △ 11	6P	
業界の景況	 △ 28	 △ 28	0P	 △ 30	 △ 15	15P	 △ 26	 △ 34	8P	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）… 令和2年6月～令和3年6月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 58名・回答者数 58名・回答率 100%



令和3年6月 DI 《 ◆…売上 -22 ■…収益 -19 ▲…資金繰り -16 ×…景況 -28 》

Ⅲ. 各業種の概況（県内）…令和3年6月分

◇パン製造業

依然低迷状態が続き、この先も見通せない中、苦境打開の策として、他分野とのコラボ商品による話題作りで消費者意識をそそる所も見られる。

◇めん類製造業

業績の悪化が顕著化してきている。売上の減少と原材料の仕入れ価格の値上げが続き利益の確保が非常に難しい状況。

◇一般製材業

外材の入荷量の減少、価格高騰等の影響により、国産材への代替需要が継続しており、乾燥施設のある製材工場ではフル操業の状況にある。

◇家具・装備品製造業

木材をはじめ原材料費の高騰を価格に反映できず、各社とも経営の大きな痛手となっている。

◇生コンクリート製造業

民需に増加の見られる地域はあるものの、官需は概ね大きく落ち込んでおり、依然として全体的に減少傾向が続いている。

◇金属製品製造業

原油価格の上昇、製品原材料の高騰、半導体不足による自動車関連の減産などの影響が出ている。

◇野菜果実卸売業

初夏から秋口にかけて産直品等が増えるため、市場を経由した青果物の取扱が減少する時期となり、伸び悩みを見せている。

◇水産物卸売業

海水温の上昇を不漁の原因と報告した通り、今年も主要魚種の取扱高減が続くと予想される。

◇各種商品卸売業

自粛傾向にあった展示会等のイベントが感染防止対策を講じながら開催されるようになり、徐々にではあるがコロナ前の利用状況に戻りつつある。

◇燃料小売業

石油価格が上昇し、新型コロナウイルス感染に伴う自粛等により売上の減少傾向が続いている。

◇酒・調味料小売業

酒類消費の回復は一向に先の見えない状況が続いているが、糖質オフ・ゼロ系商品が伸びている。健康志向をコロナ禍が後押ししている。

◇野菜・果実小売業

単価は高値傾向、朝晩低温の影響なのか地元野菜の収量が上がって来ない。

◇食肉小売業

食肉の販売事業者は飲食店やホテル、旅館の来客

が少なく、売上の減少が続いている。一方人件費や配送費用は以前のままである。

全国で出荷頭数の減少で大幅に高騰し、豚肉消費の多い当県の食肉店は利益確保に苦慮している。

◇各種商品小売業

物を購入しないことになってしまった様子で売上伸びず。購買意欲を刺激する工夫をしていきたい。

◇商店街（盛岡市）

新型コロナ感染者が増加した影響を受け、商店街総体での売上、来街者とも減少した。

◇商店街（一関市）

飲食・観光は変わらず悪いが、小売では店頭の売り上げは昨年よりは良い。

◇自動車整備業

東日本大震災における公共事業などもほぼ終了し、工事関係で景気の良かったリース業者も撤退しており、売りにげに影響が出てきている。

◇旅館業

「いわて旅応援プロジェクト」継続中。一部市町村でも割引支援継続あり。「いわて飲食店安心認証制度」が開始された。行政の支援策が宿泊業を含め飲食業全般への転換点となる事を期待する。

◇旅行業

微増も学生旅行が占めた。その他は動きなく、厳しい状況には変わらない。

◇建物サービス業

コロナの影響で例年に比べ受注物件が減少している中、県外企業による参入の増加が見られる。

◇土木工事業 ①

物件は複数あるものの、なかなか出荷に結びつかず、思うような数量にはほど遠い状態である。

◇土木工事業 ②

公共工事の発注物件が極めて少なく厳しい状況、生コン価格も低下し経営状況も悪化。

◇塗装工事業

震災復興も終わり、コロナ禍により中小零細業者とも受注の落ち込みが顕著に表れている。

◇板金工事業

今期二度目の資材値上げ決定で工事単価の動きに変動がありそう。ウッドショックに関しては、9月以降に影響があるのではと思っている。

◇一般乗用旅客自動車運送業

ワクチン接種が加速化していく中で、徐々に人の動きも戻っていくものと思われるが、早期の感染収束と地域経済回復を期待したい。

第46回中小企業団体岩手県大会のご案内

下記日程にて、第46回中小企業団体岩手県大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和3年9月22日(水) 14:00～
- 開催場所 メトロポリタン盛岡ニューウイング 4F「メトロポリタンホール」
(盛岡市盛岡駅前北通2-27 TEL:019-625-1211)

※大会全体の詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。

○担当：統括管理部 TEL:019-624-1363

第73回中小企業団体全国大会開催のご案内

下記日程にて、第73回中小企業団体全国大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和3年11月25日(木) 14:00～16:30
- 開催場所 パシフィコ横浜 国立大ホール(横浜市西区みなとみらい1-1-1)
- 大会内容 祝辞、議事、表彰式、大会宣言

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大会の内容変更の可能性がございます。大会の詳細は、後日改めてお知らせ致します。

○担当：企画振興部 TEL:019-624-1363

毎月勤労統計調査特別調査のお願いについて

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として国民経済計算(GDP統計)の作成等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査の御依頼をいたします。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、郵送又はオンラインで調査をお願いする場合もございます。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、調査対象となる事業所の皆さまにはご負担をお願いすることになりますが、皆さまの御協力があって初めて、現下の社会・経済状況を正確に把握することができます。

なお、調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられていますので、何卒、調査に御協力いただけますようお願いいたします。

○担当

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 鈴木
TEL:03-5253-1111(内線7605)
E-mail: suzuki-mitsuko@mhlw.go.jp

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和3年7月分

■岩手県中央会主な実施事業等		7月13日	第73回全国植樹祭岩手県実行委員会
7月8日	岩手県中小企業団体中央会第2回三役会	7月19日	岩手県自殺対策推進協議会
7月20日	岩手県中小企業青年中央会通常総会	7月28日	第3回岩手地方最低賃金審議会
■関係機関・団体主催行事への出席等		7月29日	いわてデジタルトランスフォーメーション推進連携会議第1回会議
7月2日	第2回岩手地方最低賃金審議会		岩手県共同募金会評議員会
7月9日	いわてデジタルトランスフォーメーション推進連携会議設立準備会	7月30日	生活福祉資金貸付委員会 本委員会
	グループ補助金審査会		